

自然美とアートが調和する極寒でしか経験できない芸術祭

アート部会

今年で15回目を迎える極寒芸術祭を2月2日から3月3日まで、川湯温泉で開催します。芸術祭のメインは極寒の森に展開される「雪杜野外美術館」です。期間中は国内外の現代アーティストが滞在制作も行っており、会期中は40点以上の作品が展示されます。お多福食堂の左隣には「昭和遊郭美術館」を開館します。

▶日時／2月2日(日)～3月3日(月) 夜明け～21時まで

▶場所／川湯温泉「ARTINn 極寒藝術伝染装置」周辺 (川湯温泉3丁目2-40)

問い合わせ先 (開催期間中限定) / 極寒芸術祭事務局 E-mail onsengold2@gmail.com
☎ 080-3830-0202

弟子屈の冬を満喫しよう！「森のスノーパーク」
エコツーリズム推進部会

子どもから大人まで冬のアクティビティが楽しめる1日限定のイベント「森のスノーパーク」を今年も開催します。多くの皆さんのご来場をお待ちしております。

▶開催日／2月23日(日) 10:00～21:00

▶場所／川湯ビューターセンター周辺 (川湯温泉2丁目2-6)

問い合わせ先 / ☎ 090-2075-9764 (藤原)

くしろ地域初開催！株式会社の北海道ローカルActsと巡る
「コンコンロコン キラキラくしろスタンプラリー」の
実施について

釧路総合振興局では、道と包括連携協定を締結している株式会社AIRDOと連携し、釧路空港や道の駅など管内の11か所をつなぐ「コンコンロコン キラキラくしろスタンプラリー」を実施します。

本企画は、晴天率が高く、夕日や海、樹氷がキラキラと輝く、くしろ地域の「冬の美しさ」に注目し、スタンプ設置施設を巡りながら、自然が織りなす絶景や、冬ならではのイベントといった、くしろ地域の冬の魅力を楽しんでいただく企画です。

北海道の推しポケモン「アローラロコン」と「ロコン」も、くしろ地域を盛り上げます。

▶期間／2月1日(土)～3月2日(日)

▶実施方法／(1)各施設に設置されたスタンプを台紙に押印

(2)記名したスタンプ台紙を写真に撮り、応募フォームから応募

▶スタンプ設置施設／弟子屈町道の駅摩周温泉ほか釧路管内10か所

※たんちょう釧路空港にはフォトブースを設置予定

▶プレゼント／コンプリート賞(3名様)「オリジナル イスづくりキット」

キラキラ賞(5名様)「ユノハナガラス ショートグラスペア」

AIRDO賞(20名様)「ロコンジェット北海道 ビーズクッション」

※当選者全員にオリジナルステッカープレゼント

▶主催／北海道釧路総合振興局・釧路観光連盟

▶協力機関／企画協力：株式会社AIRDO

協力：北海道エアポート株式会社、くしろ木づなプロジェクト ほか

問い合わせ先／釧路総合振興局 商工労働観光課 ☎ 0154-43-9184



釧路総合振興局HP

応募フォーム
(2月1日～)

子育て応援医療費還元事業(フレカ)についてのお知らせとお願い

町では子育て世代の経済的負担軽減を目的に「子育て応援医療費還元事業(フレカ)」を実施し、申請する事で18歳までの子どもたちの医療費を実質無料化していましたが、令和6年8月診療分からこども医療費無償化事業がはじまり、フレカのポイント申請となる領収証の発行がなくなりました。

令和6年7月診療分までの領収書のポイント交付および金券の発行につきましては、令和7年3月31までにフレカポイントの申請と金券への交換をお願いします。

詳しい内容につきましては下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係 ☎ 482-2935 (課直通)

町の奨学生を募集します！

大学・短大・各種専門学校・高等専門学校および高校に在学中(本年4月入学も含む)の学生、生徒のうち経済的事情のある方に、学資の一部を奨学生として貸与します。

<条件>

- ・親またはこれに代わるべき者が町の住民であること
- ・学校教育法に定める大学、短大、各種専門学校、高等専門学校および高校に在学していること(本年4月入学予定も含む)
- ・経済的事情によって学資の支払いが困難であること
- ・人物、学業ともに優秀で、かつ心身ともに健康であること



HPはこちらから

<貸与期間>

- ・令和7年4月から卒業するまで毎月貸与

<貸与金額>

- ・高等専門学校および高等学校:月額1万円以内
- ・大学:月額3万円以内
- ・短期大学および各種専門学校:月額2万円以内
- ・医学・歯学・獣医学課程の大学など:月額6万円以内

<貸与申請手続き>

- ・3月31日(月)までに書類を提出してください。4月に審査・選考を行います。

奨学生返還支援補助金制度

若年層の定住促進を図ることを目的に、大学などを卒業後、または既卒者がU・Jターン就業し、奨学生を返還中の方を対象に返還した金額の全額または一部を支援します。



HPはこちらから

<支援内容>奨学生を返還した額に応じた支援です。

- ◎町奨学生⇒全額補助・最長15年間
- ◎町以外の奨学生⇒最大12万円／最長5年間

<対象者>下記の要件をすべて満たす方

- ・奨学生の貸与を受け、卒業した方(専修学校の一般課程は除く)
- ・町に住民登録があり、1年以上継続して居住している方
- ・就業している方(公務員は除く)
- ・就業開始時の年齢が35歳未満の方

※そのほか、奨学生・町税などの滞納がある方や奨学生の返還に対し、支援を受けている方、合計所得金額が1,000万円を超えている方は対象外になります。

<申請の手続きには事前届出が必要です>

町内居住・就業が決まったら町に提出

※令和6年度は事前届出の手続きのみ対象となります。補助金申請は令和7年4月以降になりますので、領収書等の関係書類は必ず保管しておいて下さい。

★詳しい情報や申請書類は町ホームページでご覧いただけます。下記に問い合わせください。

お問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 482-2913 (課直通)
町教育委員会管理課 ☎ 482-2945 (課直通)